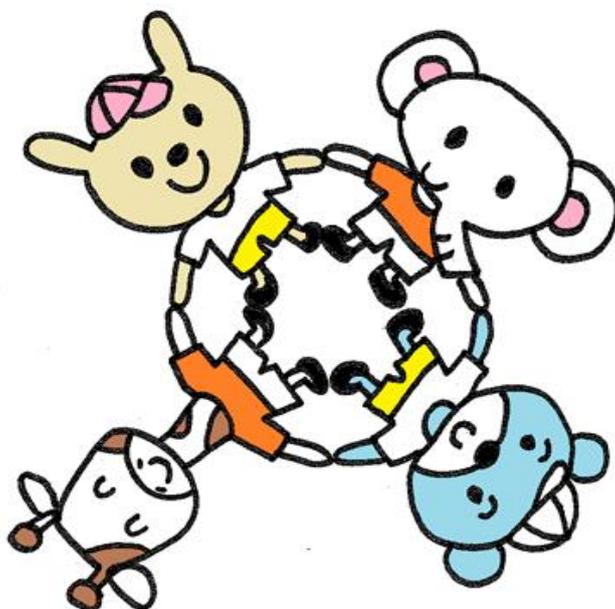


令和2年度

## 児童発達支援センター募集要項

葛飾区では、身体の発達や言葉などのコミュニケーション、社会性に課題のある就学前の児童を対象に日常生活や集団に参加していくための力を養うことをねらいとして児童発達支援センターの運営を行っています。

「子ども発達センター」または「のぞみ学園かめあり」の令和2年度の利用を希望する児童を募集します。



令和元年8月

葛飾区福祉部障害者施設課  
社会福祉法人 のゆり会

## 事業概要

☆年齢については、令和2年4月1日を基準とします。

### 1 子ども発達センター

#### (1) 子ども発達センター本園通園事業

設置運営 葛飾区

所在地 葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階

対象児童 日常生活上の発達課題が大きい利用開始時に満1歳6か月以上の未就学児  
(ただし、満3歳未満児については、未歩行の児童を優先とします。)

重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする児童

(ただし、通所利用について医師の許可がある児童)

利用日 月～金曜日 週1～5日のうち必要な日数

利用時間 午前9時から午後1時45分まで

給食 3・4・5歳児については、食事指導のため給食の提供があります。  
1・2歳児については指導が午前中で終了するため、給食の提供はありません。

指導形態 一人一人の課題に応じた個別支援計画に基づき、小集団の指導と個別指導を行います。

なお、1・2歳児は親子通園クラスで、個別指導がありません。

利用料 1・2歳児は児童福祉法に基づく法定自己負担金がありますが、減額免除申請ができます。3歳児以上の児童は、幼児教育無償化により、施設利用に関する自己負担はありません。

送迎バス 「ウェルピアかつしか」から概ね2km以上にお住まいの方を対象に送迎バスの運行を行っています。

#### (2) 子ども発達センター分室訓練事業

設置運営 葛飾区

所在地 葛飾区水元4-6-15 水元憩い交流館2階

対象児童 日常生活動作は概ね自立しているが、発達上の課題がある3歳児から5歳児

利用日 月～金曜日のうち週2日。

利用する曜日、時間は、児童の年齢や発達状況等により決定します。

利用時間 午前9時から11時まで、または午後2時から4時までの1日2時間

指導形態 一人一人の課題に応じた個別支援計画に基づき、小集団の指導と個別指導を行います。

利用料 幼児教育無償化により、施設利用に関する自己負担はありません。

送迎 バス停は、自宅または保育園等から概ね1km以内の場所に設定します。  
ただし、分室から概ね1km以上の場所となります。

(3) 子ども発達センター別館訓練事業

- 設置運営 葛飾区
- 所在地 葛飾区堀切 3-34-1 子ども発達センター別館
- 対象児童 日常生活動作が概ね自立している保育園・幼稚園・認定こども園等(以下「保育園等」と言います。)に在籍する3歳児から5歳児のうち、集団生活を送る上で発達上の課題がある児童
- 利用日 月～土曜日のうち週1日または週2日
- 利用時間 午前9時30分から午後4時までのいずれかの曜日の1時間、2時間、4時間  
なお、4時間利用の場合は食事指導のため給食の提供があります。
- 指導形態 一人一人の課題に応じた個別支援計画に基づき、小集団の指導と個別指導を行います。
- 利用料 幼児教育無償化により、施設利用に関する自己負担はありません。
- 送迎バス 4時間利用の場合に限りバスを利用できます。

(4) 子ども発達センター保育所等訪問支援事業

- 設置運営 葛飾区
- 所在地 葛飾区堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか内
- 対象児童 集団参加に課題のある3歳児から5歳児で、保育園等に在籍している児童
- 利用頻度 概ね月1回程度ですが、児童の課題と保育園等の状況によって異なります。
- 指導形態 一人一人の課題に応じた個別支援計画に基づき、職員が保育園等へ定期的に訪問し、集団参加の支援や保育園等の職員に対するアドバイス等を行います。  
報告のため、保護者に子ども発達センターまで来所していただきます。
- 利用料 幼児教育無償化により、施設利用に関する自己負担はありません。

## 2 社会福祉法人のゆり会のぞみ学園かめあり

- 設置運営 社会福祉法人 のゆり会
- 所在地 葛飾区亀有 2-22-11
- 対象児童 言語や社会性、日常生活上の発達課題がある 0 歳から 5 歳児  
ただし、看護師・理学療法士の配置がないので肢体不自由のお子さんについては、発達状況などに応じてご相談にできるだけ応じていきたいと思っておりますので、お問い合わせください。
- 利用日 月～金曜日 週 1～5 日のうち必要な日数
- 利用時間 午前 9 時 30 分から午後 1 時 30 分まで  
※ただし、短時間利用の場合の支援時間は、平日の 10 時 05 分から 11 時 05 分までとなります。
- 給食 食事指導のため給食の提供があります。  
※ただし、短時間利用の場合は、給食の提供はありません。
- 指導形態 一人一人の課題に応じた個別支援計画に基づき、小集団の指導と個別指導を行います。なお、基本的に親子分離ですが、低年齢で分離が難しい場合は、親子通園となる場合があります。
- 利用料 0・1・2 歳児は児童福祉法に基づく法定自己負担金がありますが、減額免除申請ができます。3 歳児以上の児童は、幼児教育無償化により、施設利用に関する自己負担はありません。
- 対象地域 葛飾区内全域
- 送迎バス 3 歳児以上、週 5 日の通所児童を優先に、施設から概ね 2km 以上にお住まいの方を対象に、拠点バス停（水元・金町・柴又・奥戸・堀切等施設から概ね 5km 程度）方式で送迎バスの運行を行います。  
※ただし、短時間利用の場合は、送迎バスの利用はできません。

## 応募要件

- 1 応募資格
  - ・利用開始時点で葛飾区に在住していること。
  - ・申込先の児童発達支援センター(葛飾区子ども発達センター・のぞみ学園かめあり)で事前相談を行っていること。
  
- 2 申込期間
  - ~~Ⅰ期…令和元年7月10日(水)～令和元年7月17日(水)~~
  - Ⅱ期…令和元年10月10日(木)～令和元年10月17日(木)
  - Ⅲ期…令和2年1月10日(金)～令和2年1月17日(金)
  - Ⅳ期…令和2年4月10日(金)～令和2年4月17日(金)

※利用開始時期は、空き状況により異なります。  
※新年度に年長になる児童は、Ⅲ期までの申込みとなります。  
(葛飾区子ども発達センターのみ)
  
- 3 申込受付
  - (1) 申込方法  
利用を希望する児童発達支援センターに必要書類を提出してください。
  - (2) 受付窓口
    - ①葛飾区子ども発達センター  
〒124-0006 葛飾区堀切 3-34-1  
※『子ども発達センター別館』『子ども発達センター分室』では受付しません。
    - ②のぞみ学園かめあり  
〒125-0061 葛飾区亀有 2-22-11
  - (3) 受付時間  
月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
  
- 4 必要書類
  - (1) 児童発達支援センター利用申込書兼同意書
    - ・事前相談の際に配布いたします。
    - ・各児童発達支援センターのホームページからダウンロードできます。
  - (2) 発達検査結果報告書のコピー (既に結果報告書をお持ちの方)
    - ・申込時の概ね1年以内に実施した発達検査を有効とします。
  - (3) 「アイリスシート」のコピー (既に療育機関等で作成している方)
  - (4) 「私の紹介」のコピー (既に作成している方)
  - (5) 医療機関等からの紹介状や診断書 (お持ちの場合はご提出ください。)
  - (6) 児童通所サービス受給者証 (通所受給者証) のコピー (既に受給している方)
  - (7) 身体障害者手帳及び愛の手帳のコピー (既に交付されている方)

## 5 選考結果連絡

利用に関する調整後、選考結果を郵送します。

利用が決定した場合は、障害児支援利用計画の作成及び児童通所サービス受給者証の取得が必要となりますので、順次手続きについてのご案内をいたします。

## 6 問い合わせ先

- ・葛飾区子ども発達センター（福祉部障害者施設課発達支援第1係）

葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階

TEL 5698-1324

FAX 5654-1853

- ・社会福祉法人 のゆり会 のぞみ学園かめあり

葛飾区亀有2-22-11

TEL 6231-2262

FAX 6231-2264

### お申込みに当たっての留意事項

- ・利用回数、指導内容等は、児童の発達課題に応じて決定します。
- ・本募集要項上の各事業については、同時に複数の事業に在籍できません。  
※保育所等訪問支援事業を除く。
- ・保育園・幼稚園・認定こども園等との併用は可能です。
- ・他の児童発達支援事業所との併用については、それぞれの児童発達支援センターにお問い合わせください。
- ・児童発達支援センターの事業概要や応募方法に関する説明会を開催しております。開催日等については、それぞれの児童発達支援センターにお問い合わせいただくか、広報かつしかをご覧ください（開催日の概ね1か月前に掲載します）。